訂正後	訂正前
第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十二号又は第十三号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社（次項において「金融子会社」という。）については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定を適用しないものとする。	第十二号又は第十三号に掲げる会社を子会社としている場合における当該子会社については、同令第五条第二項の規定を適用しないものとする。
2　特例企業会計基準等適用法人等（銀行法施行規則第十四条の七第三項に規定する特例企業会計基準等適用法人等をいう。）については、前項の規定にかかわらず、採用する企業会計の基準による連結財務諸表に基づき持株レバレッジ比率を算出するものとする。ただし、金融子会社については、全て連結の範囲に含めるものとする。	［項を加える。］
3　前二項の規定にかかわらず、銀行持株会社が法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社を子法人等としている場合における当該子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。	2　前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が法第五十二条の二十三第一項第四号、第四号の二又は第八号に掲げる会社を子法人等としている場合における当該子法人等については、連結の範囲に含めないものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

○**総務省告示第三百七十五号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、国際勝共連合から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第四百九十六号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十二年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年十一月十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨は、これを加える。

訂正後	訂正前
［その他の政治団体］ **国際勝共連合** ［略］ ［1～5　略］ 6　資産等の内訳 （動産） 自動車(1台)　1,800,000　22. 1.19	［その他の政治団体］ **国際勝共連合** ［同左］ ［1～5　同左］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重下線を付した要旨の当該標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	

○**総務省告示第三百七十六号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、国際勝共連合から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百十二号（政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十三年分）を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年十一月十日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した要旨は、これを加える。

訂正後	訂正前
［その他の政治団体］ **国際勝共連合** ［略］ ［1～5　略］ 6　資産等の内訳 （動産） 自動車(1台)　1,800,000　22. 1.19	［その他の政治団体］ **国際勝共連合** ［同左］ ［1～5　同左］ ［新設］
備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重下線を付した要旨の当該標記部分を除く全体に付した下線は注記である。	